

## 堺市市税条例施行規則の一部を改正する規則

堺市市税条例施行規則（平成12年規則第109号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号及び第18条の2第3号中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第20条第4項中「の種別割」を削る。

第20条の2第2項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第24条第3号中「第463条の24」を「第457条」に改め、同条第20号中「軽自動車税（種別割）の減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改める。

様式第20号中「軽自動車税（種別割）の減免申請書」を「軽自動車税減免申請書」に改め、同様式の注書1中「（種別割）」を削り、「第463条の22第1項」を「第455条第1項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 この規則による改正後の堺市市税条例施行規則（以下「新規則」という。）第20条、第20条の2及び第24条並びに様式第20号の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市市税条例施行規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、新規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。